

Q15 リース料の消費税処理が簡便化されたと聞きました。その内容を教えてください。

2009.1 湊税理士事務所

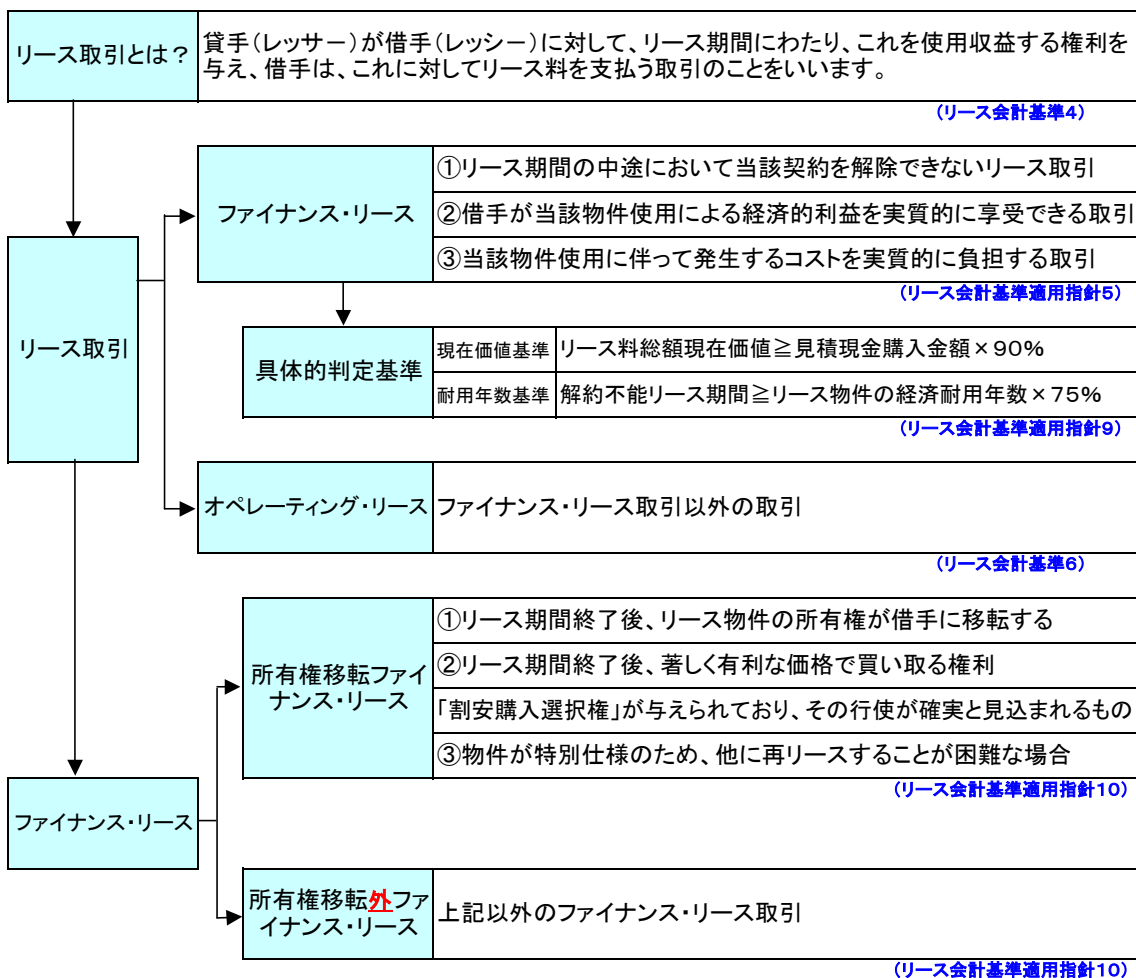
ポイント!

下記ポイント解説の④が回答です。

- ① 今まで、リース料として費用処理できましたが、一旦リース資産を購入した経理をしなければなりません。
- ② これは、新しい「リース会計基準」で定められましたが、平成19年度の税法の改正で、法人税法においても同様な取扱いがルール化されました。
- ③ ただし、中小企業においては、平成20年公表の「中小企業会計指針」において未経過リース料の注記を条件に従来通りのリース料処理が認められることとなりました。 (平成20年5月公表)
- ④ 消費税について、中小企業者の会計処理負担を考慮して、従来通り賃借料として支払った時に消費税を控除する処理が認められることとなりましたが、原則通り購入処理とした方が納税が少なくなり有利です。詳しくは「7②」を参照してください。 (平成20年11月公表)

解説

1 リース取引は、ファイナンスリースとオペレーティングリースに分類されます。

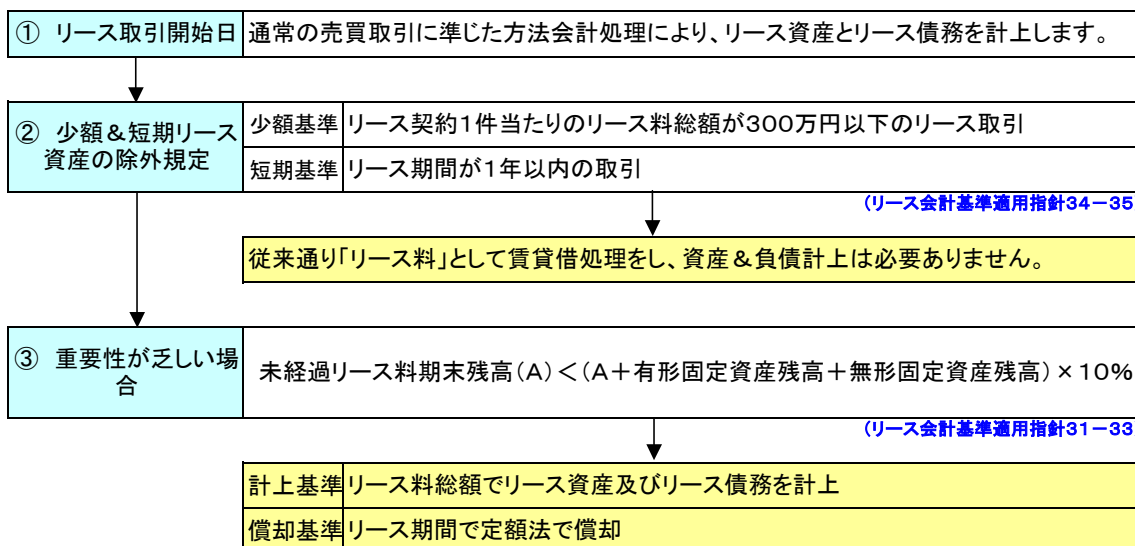


## 2 今回、何が変わったのですか？

- ① 所有権移転外ファイナンス・リース取引についても、例外なく売買取引とされました。
- ② 従来の「リース取引会計基準」においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、一定の注記を条件として、例外的に賃貸借取引が認められていました。  
但し、例外といいながら、実態としては、リース負債を認識しなくて良いことから、この賃貸借取引の処理が一般的となっていました。
- ③ 平成19年の税制改正により、税法においても、リース取引は例外無く売買取引とされました。(法法64の2)

## 3 今後の会計処理方法(リース会計基準による方法)－公開企業の場合

- ① 平成20年4月1日以後開始事業年度より、リース取引については下記の会計処理を行う必要があります。
- ② 公開企業の場合、会計監査人の監査を受ける必要があるため、下記会計処理は必須となります。



(例) リース料総額 60,000千円、割引現在価値 49,000千円、見積現金購入額 48,000千円)  
リース期間5年(年間リース料12,000千円)

A 資産計上時B/S			
	リース資産	リース負債	
	60,000	60,000	
B 減価償却の仕訳 (60,000 ÷ 5年 ÷ 12ヶ月 = 1,000)			
	減価償却費	リース資産	
	1,000	1,000	
C リース料の支払時の仕訳 (60,000 ÷ 5年 ÷ 12ヶ月 = 1,000)			
	リース負債	現預金	
	1,000	1,000	

④ 原則法	計上基準	① リース料総額の割引現在価値と貸手購入金額のいずれか低い金額
		② リース料総額の割引現在価値と見積現金購入金額のいずれか低い金額

(リース会計基準適用指針17)

\* 割引率は、追加借入利率

(例) リース料総額 60,000千円、割引現在価値 49,000千円、見積現金購入額 48,000千円)

リース期間5年(年間リース料12,000千円)

A 資産計上時B/S

リース資産	48,000	リース負債	48,000
-------	--------	-------	--------

B 減価償却の仕訳 (48,000 ÷ 5年 ÷ 12ヶ月 = 800)

減価償却費	800	リース資産	800
-------	-----	-------	-----

C リース料の支払時の仕訳 (60,000 ÷ 5年 ÷ 12ヶ月 = 1,000)

リース負債	634	現預金	1,000
支払利息	366		

利息法により計算

(リース会計基準適用指針23-24)

#### 4 今後の税務処理方法(H19年度改正→平成20年4月1日から施行)ー全ての企業が対象

##### ① リースに関する基本的な取扱い(法法64の2)

「内国法人がリース取引を行なった場合には、そのリース取引の目的となる資産(以下この項において、「リース資産」という。)の賃貸人から借借人への引渡しの際に当該リース資産の売買があったものとします。

##### ② リース資産&リース負債として計上する金額(法基通12の5-2-15)

リース期間中に支払うべきリース料の合計額により計上します。

(例外的に、もしそのリース資産の貸手側の取得価額がわかる場合には、その取得価額とすることができます。)

##### ③ 減価償却の方法(法令48の2⑥)

リース期間定額法によります。(リース料総額 ÷ リース期間 × 当該事業年度の月数)

##### ④ リース資産に計上しないで、リース料として処理した場合(法令131の2③)

賃借料(リース料)として損金経理した金額は、償却費として損金経理した金額とみなされます。

## 5 中小企業会計指針（H20年5月1日公表分）—中小企業の場合の特例処理

リース会計基準によれば、少額&短期リースに限って従来通りの賃借料処理が認められることとなっておりますが、中小企業の会計処理負担を考慮し、今回公表された中小企業会計指針においては、以下の通り「少額&短期」の条件をつけずに賃借料処理を認めることとなりました。

【中小企業会計指針】72-2, 74-3, 74-4 より抜粋

### 要 点

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行なう。ただし、通常の賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行なうことができる。この場合は、未経過リース料を注記する。

## 6 償却資産税の取扱い

### ① 償却資産の範囲にリース資産が含まれるか？

償却資産税の課税対象である「償却資産」とは、法人税法等で減価償却を行なう資産で、土地及び家屋以外のものとしています。（地方税法341条一③）

今回の改正で、所有権移転外リース取引は、リース資産の売買と取り扱うこととなったことから、償却資産税の課税対象となるか否かが疑問となりますが、地方税については従来通り、賃貸借取引とみなした取扱いが維持されます。

また、償却資産税は、固定資産の所有者に課するとして、所有権の有無により判断することとしています。（地方税法343条一） 今回の法人税法の改正は、所有権移転外リース取引について、その経済的な実態から、売買があったものとみなして、所得計算を行なうことと定めたわけあり、所有権は依然賃借人に帰属していると考えられます。

従って、所有権移転外リース取引に係るリース資産の償却資産税は、引き続き賃借人側で課税されていきます。

## 7 消費税の取扱い(平成20年11月21日国税庁回答反映分)

- ① リース取引が原則リース資産の売買として取り扱われることとなったため、リース資産の引渡しがあった時点で、資産の購入があったものとして消費税を計算することとなります。

従来の処理	今後の処理
リース料として支払った時に、消費税と計算します。(消基通9-1-20)	リース資産の引渡し時に、リース料総額について消費税を計算します。(消基通5-1-9)

### ☆ ② 従来通りのリース料処理をした場合 - 公開企業少額リース特例、中小企業の特例処理

上記と同様の処理が求められます。よって、リース料支払時に仮払消費税等を認識することは出来ず、リース開始時にリース料総額の仮払消費税等を一括する必要があります。

(例) リース料の総額 252万円(うち消費税額等12万円)、リース期間5年間 の場合

#### ◇ 従来の仕訳

《毎月の仕訳》 (借方) リース料 40,000 / (貸方) 現金 42,000	(消費税課税登録)
仮払消費税 2,000 /	

#### ◇ 今後の仕訳

##### ○ 原則

《リース開始時》 (借方)リース資産 2,520,000 / (貸方) 未払金 2,520,000	(課税仕入登録)
《毎月の仕訳》 (借方) 減価償却費 40,000 / (貸方) リース資産 40,000	
(借方) 未払金 42,000 / (貸方) 現預金 42,000	

### ☆ ○ 少額リース及び中小企業の場合の特例-1 《重要！》

《リース開始時》 (借方)リース資産 2,520,000 / (貸方) 未払金 2,520,000	消費税を自動計算させるため、一旦リース資産を課税仕入れで登録します 仮払消費税だけ残すために、消費税不課税で反対仕訳をします
(借方)未払金 2,400,000 / (貸方) リース資産 2,400,000	
《毎月の仕訳》 (借方) リース料 40,000 / (貸方) 現預金 42,000 (消費税不課税) 未払金 2,000 /	(消費税不課税)

### ☆ ○ 少額リース及び中小企業の場合の特例-2 《重要！》(平成20年11月国税庁回答による処理)

《毎月の仕訳》 (借方) リース料 40,000 / (貸方) 現預金 42,000	(消費税登録)
仮払消費税 2,000 /	

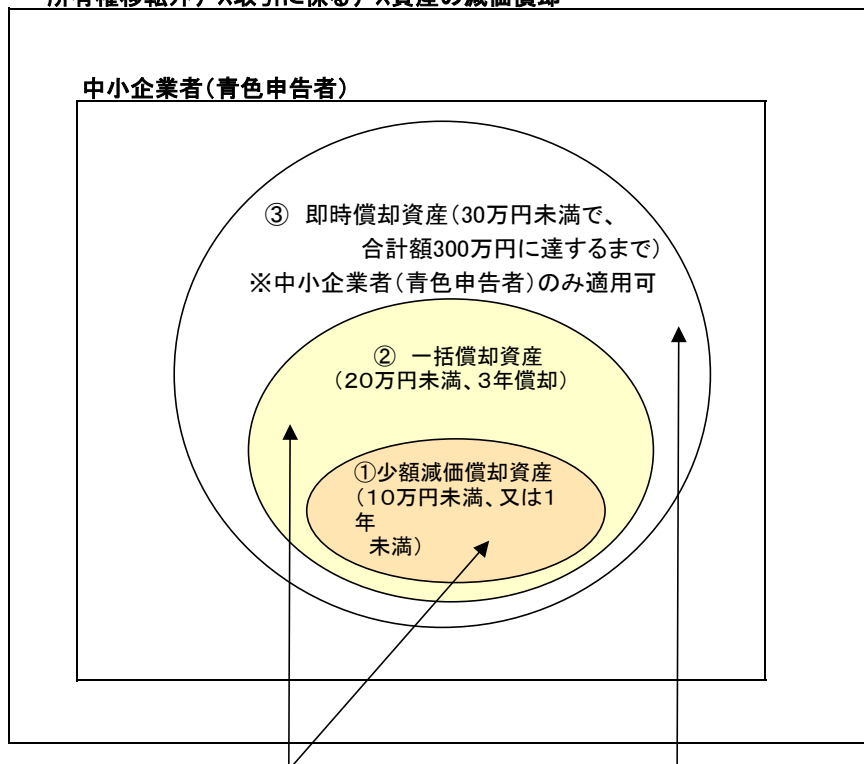
A つまり、従来通りが良いということですが、特例-1の方が消費税を早く控除できるので有利です。

B ただし、一旦上記特例2の処理をした上で、後にリース料残額について特例1の処理を行うことは不可です。

C 簡易課税から原則課税となる場合や、今期から納税義務者となる場合にも、特例2の処理は可です。

## 8 一括償却資産、即時償却の取扱い

### 所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却



所有権移転外リース取引に係るリース資産は含まれない  
(法令133条)(法令133条の2)

①②に該当する資産は除かれますが、リース資産を除外すると明記されていないため、結果として現段階の法令では、資産計上したリース資産については、即時償却を行うことが、可能と推測されます。(措法67条の5)

## 9 法人税の税額控除等の取扱い

### ① リース税額控除は廃止となるが、下記の税額控除については適用可

- ・中小企業等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除
- ・事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除
- ・情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除

改正前はリース料総額の60%の7%でしたが、改正後はリース料総額の7%まで利用できるようになり、結果として控除額が多く取れるようになっています。

### ② 特別償却制度や圧縮記帳制度の適用除外

通常の「資産の取得」の場合に適用される特別償却制度や圧縮記帳制度の適用については、所有権移転外リース取引に係るリース資産については、適用対象から除外されます。